

むつ市学校給食弁当代替者補助金交付要綱

令和6年8月7日
むつ市告示第189号

(趣旨)

第1条 市は、市内小中学校（以下「学校」という。）において、弁当対応（食物アレルギー等のため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食ではなく持参した弁当等を飲食することをいう。以下同じ。）をする児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、むつ市学校給食弁当代替者補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、学校に在籍し、弁当対応をする児童生徒の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の要件を満たさないものであっても、市長が必要と認めるときは、補助対象者とすることができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額（以下「補助額」という。）は、学校給食法第11条第2項の規定に基づく保護者が負担すべき学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）相当額とする。

2 補助対象者がむつ市学校給食費無償化事業補助金交付要綱（令和6年むつ市告示第188号）第7条の規定による交付を受けた月は、補助額の算定対象外とする。

3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付（補助金を除く。以下同じ。）を受けた場合には、補助額から当該給付を受けた額を除くものとする。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者は、むつ市学校給食弁当代替者補助金交付申請書・請求書（兼同意書・支払金口座振替依頼書）（様式第1号）により市長に申請するものとする。

- 2 毎年度別に定める期間内に行われる前項の規定による申請（以下「初回申請」という。）及び初回申請以外の前項の規定による申請（以下「随時申請」という。）に係る補助額の算定の基準日（以下「算定基準日」という。）は、当該年度の4月1日とする。ただし、転入の場合は就学日を算定基準日とする。
- 3 随時申請は、算定基準日の属する年度（以下「算定年度」という。）の3月28日までに行うものとする。ただし、3月28日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、児童生徒が年度途中で区外に転校した場合は、転校した日の属する月の翌月の末日までに、申請を行うものとする。ただし、当該末日が日曜日若しくは休日又は土曜日に当たるときは、その日後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。

（交付決定）

第5条 市長は、申請があったときは、第3条の規定による要件に基づき補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、むつ市学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、交付をしないと決定した者に対しては、むつ市学校給食弁当代替者補助金不承認決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（取消し）

第6条 市長は、交付決定者について次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき。
- (3) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行うときは、むつ市学校給食弁当代替者補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（変更）

第7条 交付決定者は、交付決定を受けた内容に変更があった場合は、むつ市学校給食弁当代替者補助金内容変更届（様式第5号）により市長に届出を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、むつ市学校給食弁当代替者補助金内容変更通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付額の確定）

第8条 市長は、交付決定者に対し、むつ市学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知し、次の各号に掲げる期別ごとに当該各号に規定する弁当対応回数に応じた補助金を交付決定者の指定する金融機関の口座に口座振替により交付するものとする。

(1) 第1期 算定年度の4月から9月までの弁当対応回数

(2) 第2期 算定年度の10月から3月までの弁当対応回数

2 補助金は、次の各号に掲げる期別ごとに当該各号に規定する日までに交付するものとする。ただし、当該各号に規定する日が日曜日若しくは休日又は土曜日に当たるときは、その日後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。

(1) 第1期 算定年度の10月31日

(2) 第2期 算定年度の翌年度の4月30日

3 補助金交付額の算定に当たっての弁当対応回数の確認については、むつ市学校給食弁当代替者補助金実績報告書（様式第8号）により、交付決定当該年度の期別ごとの弁当対応回数を校長から市長へ報告するものとする。

（返還）

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。